（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十六　略］ 十七　ＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。 ［十八～二十　略］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～十六　同上］ 十七　ＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第九号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。 ［十八～二十　同上］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］	［略］	［略］
ＬＰＷＡサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してＬＰＷＡサービスを提供する電気通信事業者 二　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［2～4　略］

様式第27（第7条の3関係）

［表　略］

［注1～6　略］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］	［同上］	［同上］
ＬＰＷＡサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第九号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してＬＰＷＡサービスを提供する電気通信事業者 二　［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

［2～4　同上］

様式第27（第7条の3関係）

［表　同左］

［注1～6　同左］